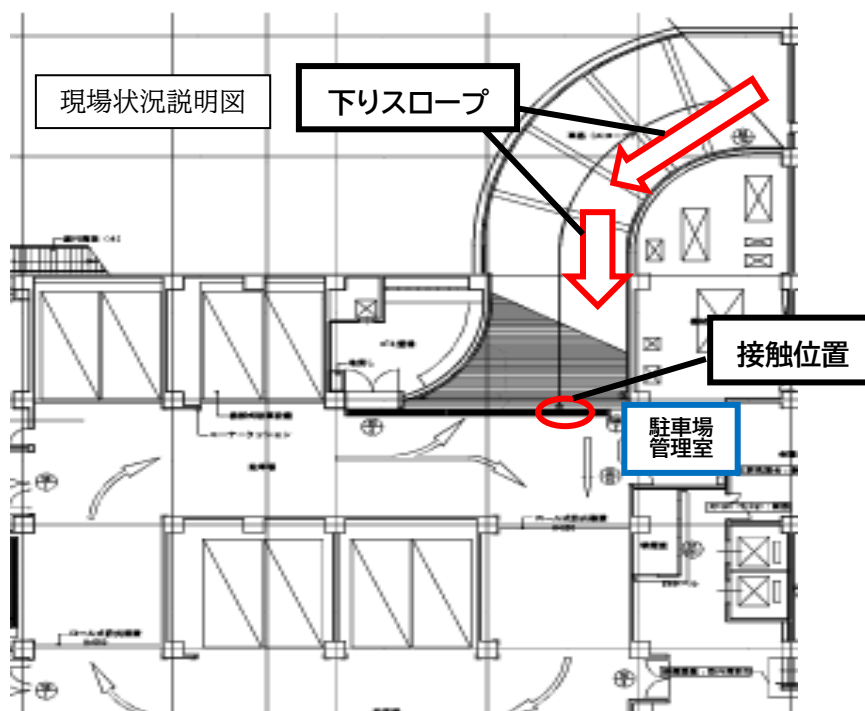


令和6年9月2日
鳥山総合支所
地域振興課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和6年5月28日(火)午後3時15分頃
- (2) 発生場所 世田谷区南鳥山六丁目22番14号 鳥山総合支所地下駐車場
- (3) 相手方 乙 別紙のとおり
- (4) 事故内容 乙が運転する自動車が鳥山総合支所地下駐車場スロープを下ってきた際、スロープ最下部に設置してあるグレーチング(金属製の格子状の蓋)の連結金具に、乙の自動車のフロント下部が接触し、自動車に損傷を与えた。



- (5) 損傷の程度 乙 自動車フロントバンパー右側塗膜割れ、フロントリップスポイラー損傷等
- (6) 過失割合 区 7割 乙 3割

2 損害賠償額 392,000円
(特別区自治体総合賠償責任保険により全額補てんされる)

3 専決処分日 令和6年8月19日